

令和7年度  
福岡県国民健康保険運営協議会  
資料1-1

# 国民健康保険事業費納付金の算定について (子ども・子育て支援納付金分)

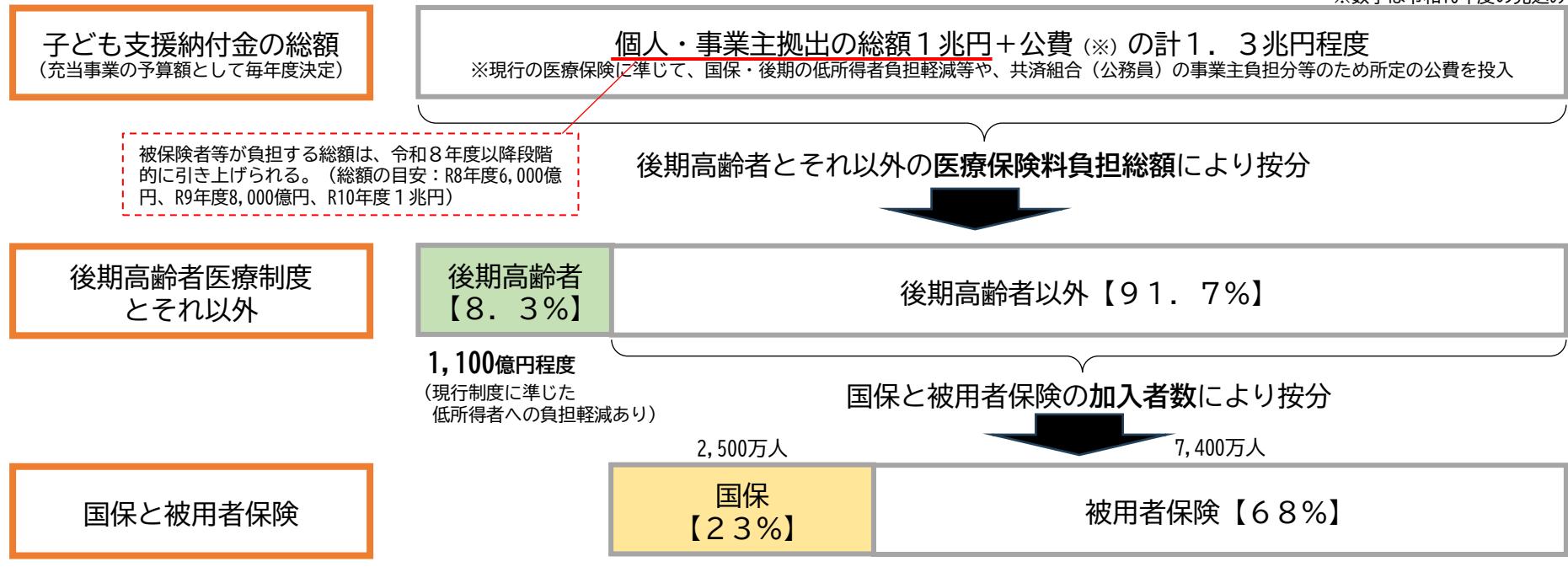
令和8年1月16日  
福岡県医療保険課



# 1 子ども・子育て支援金制度の創設について

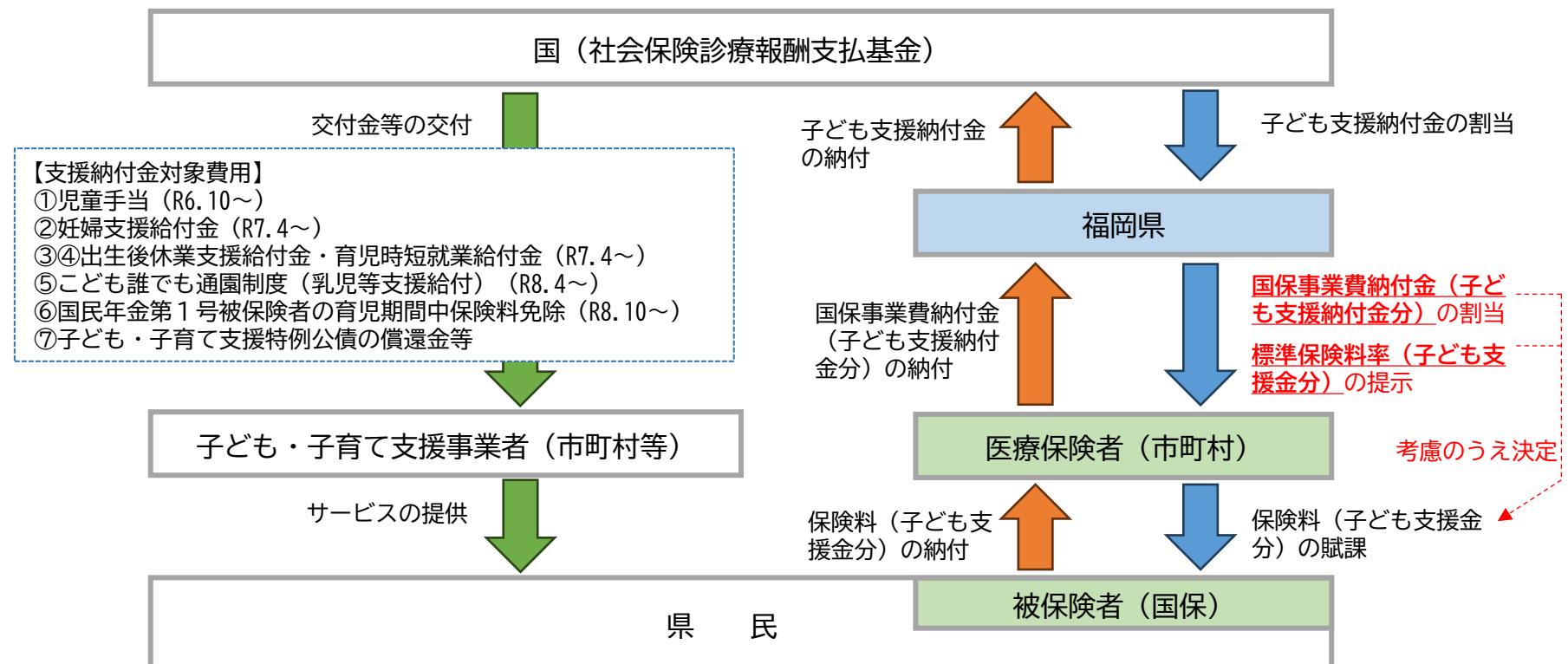
- 「子ども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に伴い、子育て世帯を支える新たな分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、**医療保険の保険料と合わせて、令和8年度から、子ども・子育て支援納付金（以下「子ども支援納付金」という。）を拠出する仕組みとなる。**
- 令和8年度より毎年度、国は医療保険者から子ども支援納付金を徴収し、保険者は保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金（以下「子ども支援金」という。）を被保険者から徴収することとなるが、**徴収方法については、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各保険者が設定することとされている。**
- 国民健康保険においては、**低所得者に対する応益分支援金の軽減措置**（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、**被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けること**とし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施される。

※数字は令和10年度の見込み

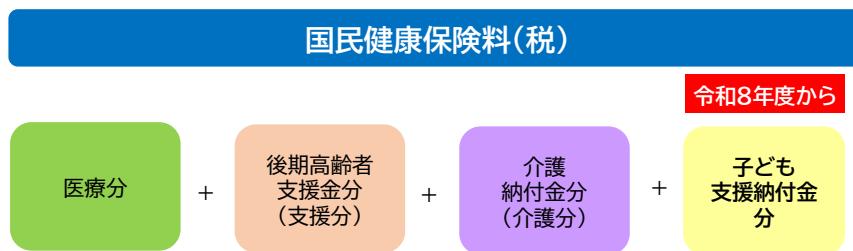


## 2 国民健康保険における子ども・子育て支援納付金の対応

- 令和8年4月より、従来の保険料区分に子ども支援納付金分を加え、保険料を徴収することとなる。よって県では、**市町村から徴収する国保事業費納付金及び標準保険料率について、子ども支援納付金分の算定方式等を定める必要がある。**
- 市町村が被保険者に対して賦課する子ども支援金分の保険料は、**国保事業費納付金の額及び標準保険料率を考慮のうえ、市町村において決定すること**となる。
- 国民健康保険における子ども支援金は、**当該制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る均等割額の10割軽減措置が講じられる。**



- 令和8年4月から、少子化対策の支援金として、医療保険料とあわせて、子ども支援納付金の拠出が開始。

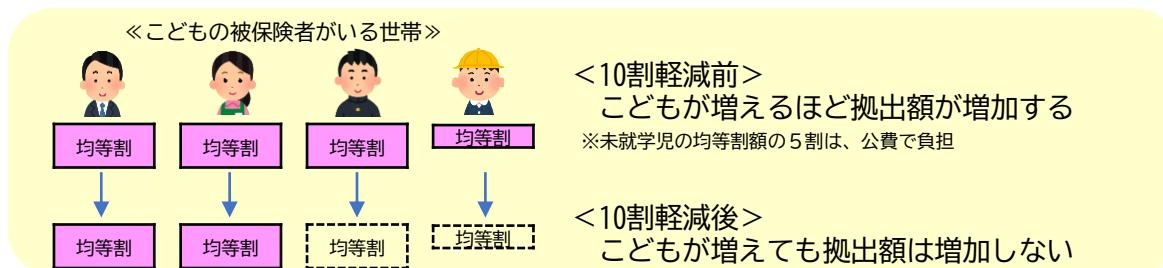


区分	内 容
医療分	保険給付費を支払う財源のために徴収するもの
後期高齢者支援金分	後期高齢者支援金（後期高齢者医療制度を、74歳以下の現役世代が医療保険を通じて支援するための費用）を支払う財源のために徴収するもの
介護納付金分	介護納付金（40歳以上64歳までの方（介護保険第2号被保険者）の介護保険料相当分）を支払う財源のために徴収するもの

- 国保の保険料（税）算定には、被保険者の数に応じて算定する「均等割」がある。

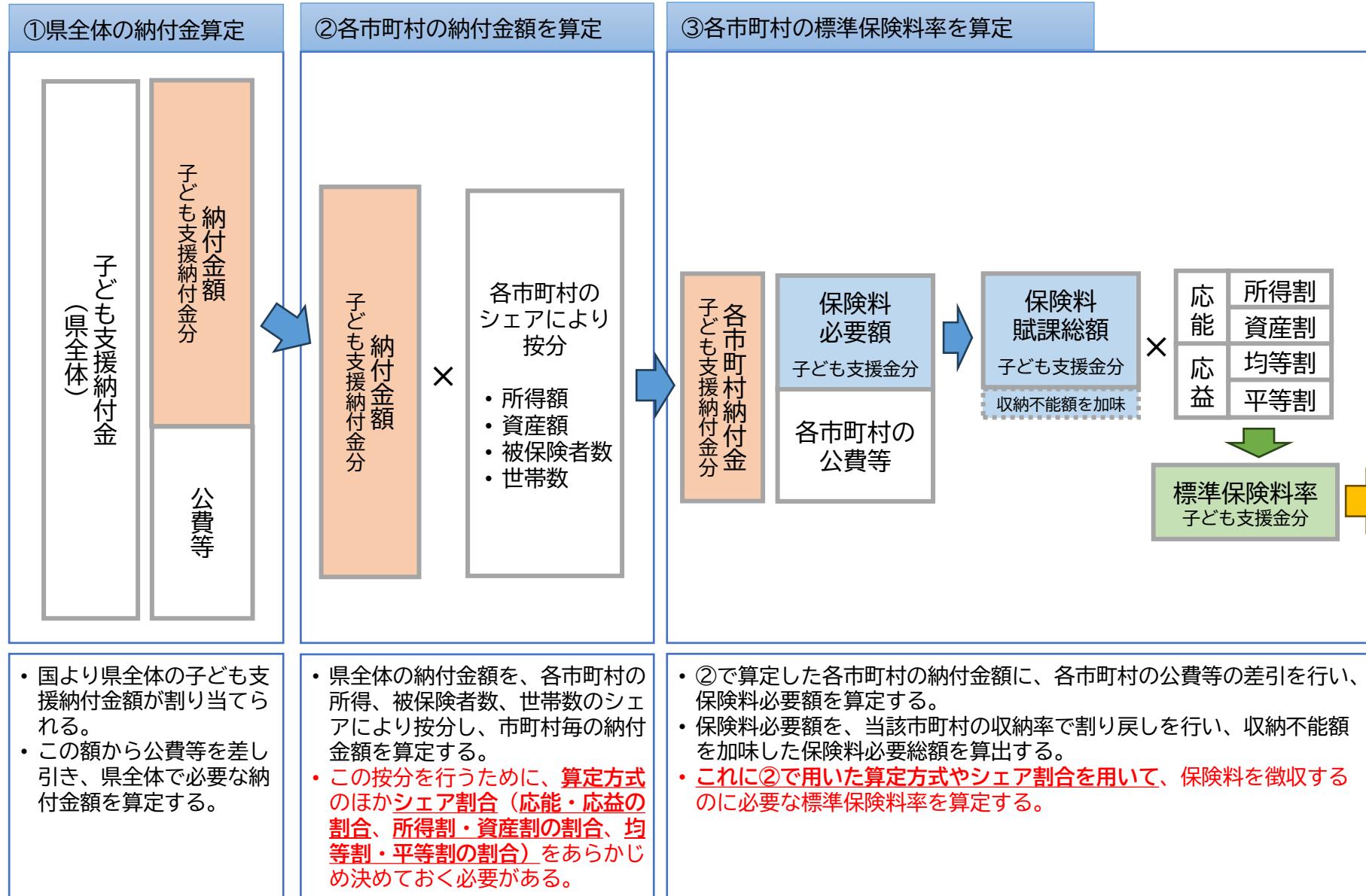
しかし、子ども・子育て支援金制度は少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども支援金の均等割額については、10割軽減措置が講じられる。

※こども：18歳に達する日以後の最初の3月31日以前まで



- 10割軽減されたこどもに係る均等割額については、こども以外の被保険者の支援金で賄う。

## 国保事業費納付金及び標準保険料率算定の流れ



- 国より県全体の子ども支援納付金額が割り当たられる。
- この額から公費等を差し引き、県全体で必要な納付金額を算定する。

- 県全体の納付金額を、各市町村の所得、被保険者数、世帯数のシェアにより按分し、市町村毎の納付金額を算定する。
- この按分を行うために、算定方式のほかシェア割合（応能・応益の割合、所得割・資産割の割合、均等割・平等割の割合）をあらかじめ決めておく必要がある。**

- ②で算定した各市町村の納付金額に、各市町村の公費等の差引を行い、保険料必要額を算定する。
- 保険料必要額を、当該市町村の収納率で割り戻しを行い、収納不能額を加味した保険料必要総額を算出する。
- これに②で用いた算定方式やシェア割合を用いて、保険料を徴収するのに必要な標準保険料率を算定する。**

## ①算定方式について

保険料（税）は、**応能割（負担能力に応じ賦課されるもの）、応益割（受益に応じ等しく被保険者に賦課されるもの）**から構成されている。

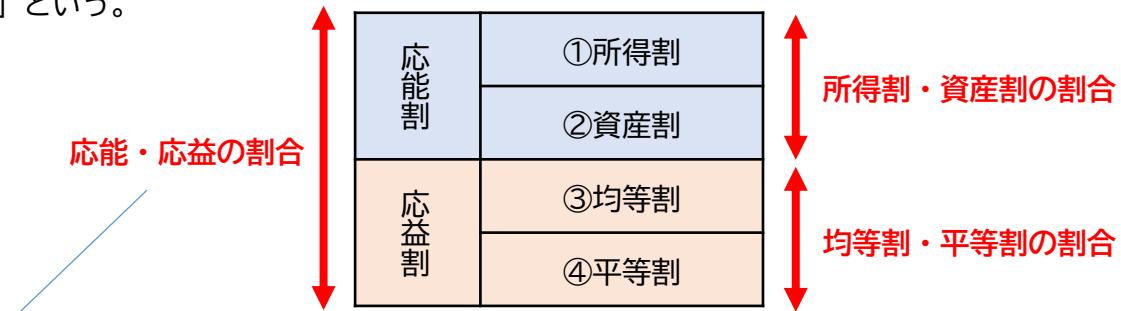
応能割	①所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
	②資産割	世帯の被保険者の固定資産税額に応じて計算
応益割	③均等割	世帯の被保険者の人数に応じて計算
	④平等割	1世帯いくらと計算

これらを組み合わせた算定方式を設定する。

- ・ 2方式 (①所得割 + ③均等割)
- ・ 3方式 (①所得割 + ③均等割 + ④平等割)
- ・ 4方式 (①所得割 + ②資産割 + ③均等割 + ④平等割)

## ②応能・応益の割合（賦課割合）について

保険料（税）の賦課総額について、応能割（所得割・資産割）で賦課する額と、応益割（均等割、平等割）で賦課する額の割合を、「賦課割合」という。



国は、応能：応益の割合を、原則として、 $\beta$ （国が示す所得係数）：1と示している。

※  $\beta$ （所得係数）：全国平均と比較した都道府県の所得水準を示す係数。所得水準が全国平均である都道府県は  $\beta = 1$ 。この場合の応能・応益の割合は50:50。本県の所得水準は全国平均より低く  $\beta = 0.8401399298716$  (R7医療分)。この場合の応能:応益割合は、概ね45:55。

## ③賦課限度額について

保険料（税）負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料（税）負担に一定の限度を設けている。

国民健康保険では、保険料（税）負担の限度額の基準が政令（国民健康保険法施行令及び地方税法施行令）で示されている。

### 3 国民健康保険事業費納付金の算定方法の改正

- 令和8年度の国保事業費納付金から、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に、子ども子育て支援納付金分を追加する必要があるため、これまで、その算定方式等について、次の内容とすることについて市町村と協議を行ってきた。（次頁参照）
- 協議の結果、特段の異論はなかったため、この内容により、算定方法の改正を行うこととしたい**（資料1-3新旧対照表参照）。

項目	内 容	(参考) 医療分、後期分、介護分
①算定方式	3方式（所得割、均等割、平等割） ※3方式を用いることから、所得割：資産割=10:0となる。	3方式
②応能・応益の割合	$\beta : 1$	$\beta : 1$
③均等割・平等割の割合	6 : 4	6 : 4
④賦課限度額	国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の基準どおりの額	国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の基準どおりの額

#### 【子ども支援納付金分の保険料水準の統一について】

- 令和8年度からの保険料の統一は行わない。
- 統一時期は、医療分等とあわせ、ロードマップの議論の中で検討。
- 統一までの保険料は、各市町村が、県が定める標準保険料率を参酌のうえ決定。

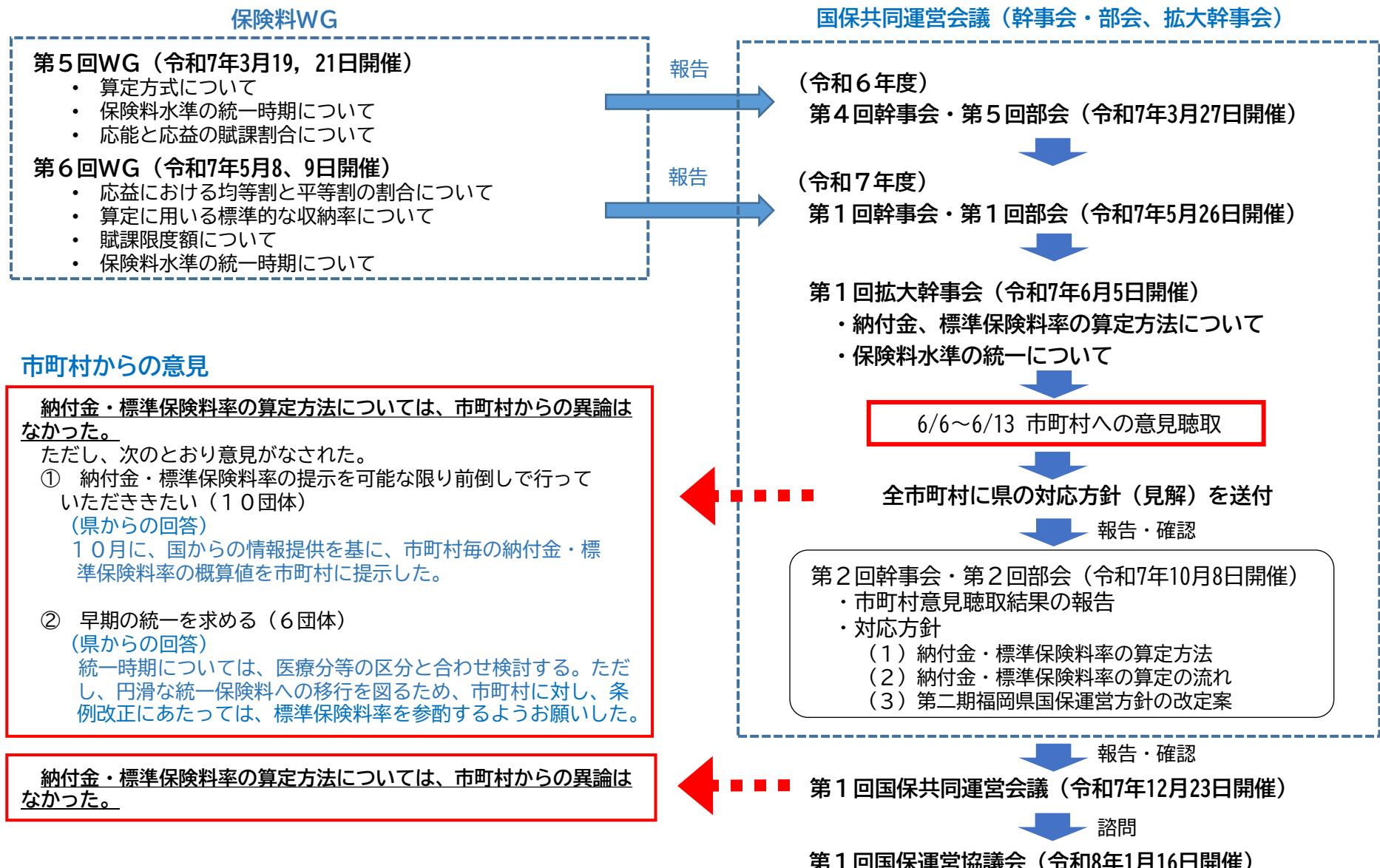
【参考】令和8年度における本県の子ども・子育て支援金額（国保加入者の平均月額）

被保険者一人当たり		一世帯当たり	
国試算	本算定結果	国試算	本算定結果
250円	270円	350円	400円

※ 国試算は50円単位で丸め



- これまでの市町村との協議の経過



## 4 第二期福岡県国保運営方針の改定について

令和8年度に行う「第二期福岡県国保運営方針」の中間見直しの際に、改定を行うこととしたい。

- 国民健康保険法においては、都道府県国民健康保険運営方針に「当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法」を定めるものとされている。  
今後、国は「国民健康保険運営方針策定要領」を改定し、子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）に係る記載を追加する予定であり、本年8月には改定案が示されたところ（令和7年8月15日付事務連絡）。
  - また、同事務連絡において、国は「都道府県が、市町村等との議論を行った上で、令和7年度中に国民健康保険運営方針を改定する必要ないと判断する場合は、令和8年度に行う中間見直し等において改定を行うこととしても差し支えございません。」としている。
  - 本県においては、
    - 算定方式等については、市町村との間で概ね合意を得られていると考えられること。  
→ 令和7年度第1回福岡県国民健康保険共同運営会議（令和7年12月23日開催）において当該案件について説明を行ったところ、構成員からの異論はなかった
    - 今年度中に改定を行うことになれば、2年続けての改定となり、大きな事務負担（市町村意見聴取、パブリックコメント、運営協議会への諮問・答申、各所への周知など）が生じること。
- といった状況を鑑み、国の通知のとおり、今年度中の改定は行わず、本協議会からいただいた答申を踏まえ、令和8年度の中間見直しの際に改定を行うこととしたい。

# 子ども・子育て支援金制度の創設

出典:こども家庭庁HP  
「子ども・子育て支援金制度の概要について」(令和7年5月14日更新)

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。

## 【子ども・子育て支援法】

- ① 政府は、支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・共育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

\* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

- ② 医療保険者から毎年度徴収する支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）。

- ③ 内閣総理大臣は、社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の業務を行わせることができることとし、その業務等を定める。

- ④ 政府は、令和6～10年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において子ども・子育て支援特例公債を発行することとする。※償還期限は、令和33年度とする。

- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
- ・ 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること
  - ・ 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）
  - ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



## 【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

\* 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。

- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

\* 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

# 子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

※数字はR10年度の見込み

## 支援納付金の総額

(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円+公費（※）の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

## 後期高齢医療制度 とそれ以外

### 後期高齢者

【8.3%】※R10見込み。  
R8・9は8%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

**1,100億円程度**（現行制度に準じた  
低所得者への負担軽減あり）

## 国保と被用者保険

2,500万人

国保  
【23%】

7,400万人

被用者保険  
【68%】**3,000億円程度**（現行制度に準じた公費投入  
及び低所得者への負担軽減あり）

## 総報酬により按分

3,800万人

協会けんぽ  
【30%】

2,700万人

健保組合  
【28%】

940万人

共済  
組合等  
【10%】**3,900億円程度****3,700億円程度****1,300億円程度**

(労使折半)

(共済組合（公務員）の事業主負担分は公費)

## 被用者保険間

**事業主が0.4兆円程度を拠出**

## 子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

### 基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。<sup>注1</sup>
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。<sup>注2</sup>
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。<sup>注3</sup>

注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。

- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

(参考)

こども家庭庁  
こども家庭の  
こども家庭の

## 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 450円</small>	400円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 600円</small>	500円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 800円</small>	10,800円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 17,900円</small>	4.5%
協会けんぽ	250円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 400円</small>	350円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 550円</small>	450円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 700円</small>	10,200円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 16,300円</small>	4.3%
健保組合	300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 500円</small>	400円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 700円</small>	500円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 850円</small>	11,300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 19,300円</small>	4.6%
共済組合	350円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 550円</small>	450円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 750円</small>	600円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 950円</small>	11,800円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 21,600円</small>	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 <small>(参考) 一世帯当たり 350円</small>	300円 <small>(参考) 一世帯当たり 450円</small>	400円 <small>(参考) 一世帯当たり 600円</small>	7,400円 <small>(参考) 一世帯当たり 11,300円</small>	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1)本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考え方の下で拠出。なお、被用者保険間の接分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2)被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(\*), 年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。

\* 令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3)国民健康保険の一世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4)国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(\*), この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。

\* 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注5)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(\*), この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。

\* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)